

「規制の簡素合理化に関する調査」の勧告に対するその後の改善措置状況 (2回目のフォローアップ) ～関係者からの意見・要望への対応～

勧告先: 国家公安委員会(警察庁)、消費者庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省 <計18事例>
 勧告日: 平成26年10月14日
 1回目の回答日: 平成27年6月17日～22日 2回目の回答日: 平成28年6月24日～7月1日

1 社会経済情勢等への適合

規制について社会経済情勢等に適合させ、国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、見直し。

勧告

改善措置状況

① 製造所固有記号制度(消費者庁)

製造所固有記号制度に**変更・廃止手続**を設け、現在使用されている記号のみが掲載される仕組みを整備した上で、**消費者に公開**すること。
 また、**製造所固有記号の届出方法**について、**オンライン手続**などを設けること。

製造所固有記号制度に**変更・廃止手続**を設けるとともに、製造所固有記号の**オンラインによる届出及び消費者への公開が可能となるよう、新たにデータベースを構築**。平成28年4月から運用。

② 狂犬病予防注射の実施頻度(厚生労働省)

狂犬病予防注射について、**実施頻度の見直し**を含めた**狂犬病予防注射の在り方**を見直すこと。

調査・研究の結果等を踏まえ、平成28年度以降、現行制度の見直しの必要性も含め、**狂犬病予防体制の在り方**を検討予定。その中で、**予防注射の実施頻度、実施時期についても検討**を行い、**可能な限り速やかに結論**。

狂犬病の予防接種：4月1日から6月30日までの間に毎年1回接種（狂犬病予防法及び同施行規則）

③ 調理師業務従事届(厚生労働省)

調理師業務従事届について、**廃止を含めた調理師業務従事届の在り方を見直す**こと。

都道府県は同届による情報を活用せず
届出の周知は調理師会の会員など限定的
免許交付者：約364万人 ⇄ 届出者：約24万人

調理師業務従事届を、活用している複数の地方公共団体の事例を把握。

その結果を踏まえ、**平成28年6月に地方公共団体における活用事例の紹介や仕組みの周知を図るための通知を発出するなど、活用を図るための取組を実施。**

2 手続等の簡素合理化

事務手続等の簡素合理化により、国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、見直し。

④ 浄化槽清掃業の許可期間(環境省)

浄化槽清掃業の許可期間について、浄化槽清掃業者が兼業する場合のある一般廃棄物収集運搬業者や浄化槽保守点検業者の許可期間を踏まえ、**2年以上の期間の設定が可能であるとの情報提供を行う**こと。

平成27年7月の浄化槽行政担当者会議において、市町村等に対し、浄化槽法第35条に基づく浄化槽清掃業の許可期間については、**市町村長の判断により、地域の实情に応じて2年以上の期間の設定を行うことが可能である旨の周知を行い、浄化槽法上の取扱いを明確化。**

規制の簡素合理化に関する調査結果に基づく勧告に対する 改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成25年8月～26年10月
- 2 調査対象機関 内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、都道府県、市町村、関係団体、民間事業者

【勧告日及び勧告先】 平成26年10月14日 国家公安委員会（警察庁）、消費者庁、総務省、厚生労働省、国土交通省、環境省

【回答年月日】 平成27年6月17日～27年6月22日

国家公安委員会（警察庁）	平成27年6月22日	消費者庁	平成27年6月19日
総務省	平成27年6月17日	厚生労働省	平成27年6月17日
国土交通省	平成27年6月18日	環境省	平成27年6月19日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成28年6月24日～28年7月1日

消費者庁	平成28年6月27日	総務省	平成28年6月24日
厚生労働省	平成28年7月1日	環境省	平成28年6月30日

【調査の背景事情】

- 規制は、国民の生命や財産を守り、豊かな生活を維持するために必要不可欠なものであるが、時代の変化や技術の進歩に応じて再検討しなければ、規制が原因となって、事業者の技術開発を遅らせ、財・サービスの品質や価格を固定させてしまうといった弊害が生じるおそれ
- このため、政府では、民間投資を喚起し、生産性を高めるとともに、潜在的な需要を顕在化させるなど、豊かな国民生活を実現するために不可欠な政策ツールとして、規制改革を最重要課題の一つとして位置付け、継続的に規制の見直しを実施
- この調査は、以上のような状況を踏まえ、規制に伴う国民や事業者の負担を必要最小限のものとする観点から、規制の実施状況、規制に伴う国民の負担の状況などを調査

勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 長期間見直されていない規制等の社会経済情勢等への適合 (1) 事業者等のニーズや現状の技術に対応していないもの (勧告要旨)</p> <p>したがって、関係府省は、規制について社会経済情勢等に適合させ、国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① アマチュア無線の利用者の負担軽減を図るため、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え及び増設を行う場合には、無線従事者の資格の操作可能な範囲内において、手続の簡素化を図ることについて、考え方を整理すること。(総務省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査したアマチュア無線局免許人は、アマチュア無線局について、無線従事者の資格で認められている操作可能な範囲で、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え、増設を行う場合の変更の手続が煩雑であり、これらを不要にすべきとしている。</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 各都道府県等における理・美容車の許可状況を把握し、都道府県等へ情報提供すること。(厚生労働省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した11都道府県等のうち9都道府県等は、店舗型の理・美容所と同様の床面積の最低面積基準をそのまま理・美容車にも適用している一方で、2都道府県等は、店舗型の理・美容所の床面積と異なる理・美容車用の床面積を規定している。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 →2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>【総務省】</p> <p>→ アマチュア無線の利用者の負担軽減を図るため、技術基準適合証明を受けた無線設備の取替え及び増設を行う場合に、無線従事者の資格の操作可能な範囲内において、手続の簡素化を図ることが可能かどうか考え方を整理するため、他の無線局との関係等主な論点を挙げ、平成27年度中を目途に検討を行っているところである。</p> <p>⇒ アマチュア無線の利用者の負担軽減を図るため、無線設備の取替え及び増設を行う場合に手続の簡素化を図ることについて、他の無線局との整合性、電波監理上の影響等を踏まえて考え方を整理した。その結果、現在無線局全体を対象に進めている電子申請を主眼とした申請書様式等の見直しにおいて、アマチュア無線局についても書面及び電子申請共通の分かりやすい申請書様式等に見直すこととした。あわせて、無線従事者の資格による申請可能な範囲を踏まえた入力方法の簡素化についても検討し、これらについて、平成28年度中を目途に結論を得ることとした(平成30年度に施行予定)。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 平成27年3月11日開催の全国健康関係主管課長会議において、把握した理・美容車の都道府県等別許可状況(平成25年度末現在)を都道府県等に周知した。</p> <p>⇒ 理・美容車の都道府県等別許可状況(平成25年度末現在)を厚生労働省ホームページに掲載しているところである。</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <p>③ 薬局に備えるべき調剤に必要な設備及び器具について、適切かつ安全な医薬品の供給及び事業者の負担軽減を図るため、薬局における使用実態等を踏まえ、必要最小限となるよう見直しを図ること。(厚生労働省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した6薬局では、製薬会社から購入した医薬品を加工等することなく処方することが多くなり、調剤に必要な設備又は器具として備えていなければならないもののうち、メスピペット、ピペット台等は使用していない。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 薬局における使用実態等を把握するため、関係団体に使用実態等の調査を依頼し、その結果を踏まえ、備え付ける器具が必要最小限となるよう、ピペット台、ロート台等を削除する薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省令第2号)の改正を平成27年4月1日に行い、同日施行した。</p> <p>⇒ 措置済み</p>
<p>(勸告要旨)</p> <p>④ 特定建築物に係る個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検頻度について、事業者の負担軽減を図るため、運転条件や汚れを検知するセンサーの有無など、設備の状況に応じた取扱いを認めること。(厚生労働省)</p> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した7特定建築物の管理者及び4ビル管理業者においては、個別管理方式の空気調和設備について、機種によっては機器の分解や天井等の内装工事が必要となるため、月に1回の点検をしているのは1事業者のみとなっている。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 平成27年3月31日に、個別管理方式の空気調和設備の排水受けの点検について、運転条件や汚れを検知するセンサーの有無など、設備の状況に応じた取扱いを認めることを示した「特定建築物に係る個別管理方式の空気調和設備の加湿装置及び排水受けの点検等について」(平成27年3月31日付け健衛発0331第9号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)を発出した。</p> <p>⇒ 「特定建築物に係る個別管理方式の空気調和設備の加湿装置及び排水受けの点検等について」の徹底を図るため、地方公共団体に対し「建築物衛生行政の適正な運営について」(平成28年4月15日付け生食衛発0415第2号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長通知)を発出し、本取扱いについて改めて周知を行った。</p>
<p>(勸告要旨)</p> <p>⑤ 建築主の負担軽減を図るため、現行法に適合している既存建築物にエキスパンションジョイントを介して増築する場合、既存部分が現行法に基づく建築確認を既に受け、その後の改変がないなど現行の基準</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>→ 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)の改正及び「構造計算基準に適合する部分の計画を定める件」(平成27年国土交通省告示第180号)の制定(いずれも、平成27年1月29日公布、同年6月1日施行)</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="208 199 1104 288">に適合していることが明らかな場合には、再度構造計算を行うことは不要であることを明確化すること。(国土交通省)</p> <p data-bbox="181 301 315 331">(調査結果)</p> <p data-bbox="192 349 1104 475">○ 調査した3特定行政庁及び1指定構造計算適合性判定機関では、エキスパンションジョイントで接合された既存建築物の構造計算適合性判定を不要としても支障はないとしている。</p> <p data-bbox="181 493 315 523">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="208 541 1104 678">⑥ 浄化槽管理者の負担の軽減を図るため、法定検査について、更に推進することも含め、全国の法定検査に関する実態を踏まえ、法定検査の在り方を見直すこと。(環境省)</p> <p data-bbox="181 691 315 721">(調査結果)</p> <p data-bbox="192 738 1104 815">○ 調査した3都道府県では、浄化槽の法定検査について、効率化検査を導入し、通常の検査より費用や検査時間が軽減されている。</p>	<p data-bbox="1158 199 2076 376">により、現行法に適合している既存建築物にエキスパンションジョイントを介して増築する場合、既存部分が現行法に基づく建築確認を受け、その後改変がないなど現行の基準に適合していることが明らかな場合には、当該部分の構造計算書の提出が不要であることを明確化した。</p> <p data-bbox="1133 394 1305 424">⇒ 措置済み</p> <p data-bbox="1144 493 1263 523">【環境省】</p> <p data-bbox="1133 541 2076 764">→ 法定検査を通じた適切な維持管理を担保し、浄化槽管理者の負担の軽減や浄化槽の信頼性を向上させるため、平成26年度において、4県及び1市の法定検査の先進的な取組に関する情報収集を行うとともに、法定検査の在り方について「平成26年度民間活用による浄化槽整備及び維持管理の手法調査業務」により設置された有識者会議で議論した。</p> <p data-bbox="1158 782 2076 908">今後は、効率化検査を実施している都道府県を対象にフォローアップ調査を実施し、その結果を踏まえ、法定検査の見直しも含めた在り方について、引き続き検討作業を進めていくこととしている。</p> <p data-bbox="1133 925 2076 1149">⇒ 平成28年2月、効率化検査を実施している都道府県を対象にフォローアップ調査を行うとともに、全国を対象に法定検査に関するアンケート調査を行った。これらの結果も踏まえ、平成28年1月～3月に「浄化槽の法定検査のあり方に関する検討会」を3回開催し、同年3月に法定検査のあるべき姿として、「効果的・効率的な法定検査の条件」を取りまとめた。</p> <p data-bbox="1158 1166 2076 1292">平成28年度以降は、これらの条件を満たす法定検査制度の推進を通じ、浄化槽管理者の手続を容易にする取組(ワンストップ化等)による負担の軽減を図るとともに、法定検査の受検率向上を図ることとしている。</p>
<p data-bbox="170 1313 851 1343">(2) 規制の有効性・効果の発現が明らかではないもの</p> <p data-bbox="181 1361 315 1391">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="208 1409 1104 1439">① 製造所固有記号制度の信頼性を向上させ、消費者や保健所が製造所</p>	<p data-bbox="1144 1361 1290 1391">【消費者庁】</p> <p data-bbox="1133 1409 2076 1439">→ 勧告の内容を踏まえ、製造所固有記号制度に変更・廃止手続を設けると</p>

勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="232 199 1093 379">固有記号から容易に製造所の所在地及び製造者の氏名を把握することができるよう、製造所固有記号制度に変更・廃止手続を設け、現在使用されている記号のみが掲載される仕組みを整備した上で、消費者に公開すること。</p> <p data-bbox="232 395 1093 480">また、製造所固有記号の届出方法について、オンライン手続などを設けること。(消費者庁)</p> <p data-bbox="181 496 315 523">(調査結果)</p> <p data-bbox="192 544 1104 715">○ 調査した6保健所では、製造所固有記号制度には変更・廃止の手続がなく、実際に使用されている記号だけを特定することが困難であり、データベースとして使いにくいことから、製造所固有記号データベースを利用していない。</p> <p data-bbox="181 1118 315 1145">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="215 1166 1093 1294">② クリーニング師研修及び業務従事者講習の持つ役割を踏まえつつ、通信制の活用などにより、受講者の利便性や受講率の向上等が図られるよう、都道府県と連携した対応を行うこと。(厚生労働省)</p> <p data-bbox="181 1318 315 1345">(調査結果)</p> <p data-bbox="192 1366 1104 1442">○ 調査した3事業者では、研修を受講するための受講料や交通費等が負担である等としており、また、既に業務従事者講習について通信制を採</p>	<p data-bbox="1149 199 2078 379">ともに、消費者に公開することや、製造所固有記号の届出方法について、オンライン手続が可能となるよう、データベースの見直しを行うこととしており、平成26年度補正予算において予算措置され、27年度中に新規データベースを構築し、28年度から運用を開始する予定である。</p> <p data-bbox="1149 395 2078 619">なお、製造所固有記号制度については、平成27年4月に施行した食品表示法(平成25年法律第70号)第4条の規定に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第1項において、原則として同一製品を2以上の製造所で製造する場合に限り利用を可能とするなどの見直しを行い、28年4月から施行することとしている。</p> <p data-bbox="1135 635 2078 858">⇒ 製造所固有記号制度に変更・廃止手続を設けるとともに、製造所固有記号のオンラインによる届出及び消費者への公開が可能となるよう、新たにデータベースを構築し、平成28年4月から運用を開始した(平成28年6月時点において、保健所や消費者から当該データベースに対する改善要望等は寄せられていない。)</p> <p data-bbox="1149 874 2078 1098">なお、製造所固有記号制度について、食品表示法(平成25年法律第70号)第4条の規定に基づく食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)第3条第1項において、原則として同一製品を2以上の製造所で製造する場合に限り利用を可能とするなどの見直しを行い、平成28年4月1日に施行した。</p> <p data-bbox="1149 1118 1317 1145">【厚生労働省】</p> <p data-bbox="1135 1166 2078 1342">→ 平成27年3月11日開催の全国健康関係主管課長会議において、各地方公共団体の地域の実情等を勘案し、積極的な通信制の活用等による研修機会の確保など、受講者の利便性や受講率の向上等が図られるよう配慮要請を行った。</p> <p data-bbox="1135 1358 2078 1442">⇒ 積極的な通信制の活用等によるクリーニング師研修等の機会確保に関する地方公共団体への配慮要請を厚生労働省ホームページに掲載してい</p>

勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>用している都道府県の1事業者は、交通費等の負担の観点から、クリーニング師研修でも通信制を実施してほしいとの意見を有している。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 狂犬病予防注射について、実施頻度の見直しを含めた狂犬病予防注射の在り方を見直すこと。(厚生労働省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した保健所では、科学的に1年以上の期間効果のあるワクチンが開発されれば実施頻度を延長しても支障はなく、また、毎年4月から6月までの間に限定されている予防注射の実施時期は、犬の体調によっては当該期間内に予防注射を受けさせることが困難な場合もあるため、自由にすべきとしている。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 調理師業務従事届について、廃止を含めた調理師業務従事届の在り方を見直すこと。(厚生労働省)</p> </div> <p>(調査結果)</p>	<p>るところである。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 現在、予防注射の接種の実施頻度も含め、狂犬病予防体制の全体的な在り方について、平成25～27年度まで、厚生労働科学研究「社会情勢の変化を踏まえた我が国における狂犬病対策のあり方に関する研究」(平成25年度厚生労働科学研究費補助金(研究代表者:山田章雄 東京大学))において、調査・研究を行っている。また、平成27年度に、地方公共団体等の関係者の意見を広く聴取する予定である。</p> <p>これらの結果を踏まえ、平成28年度以降、現行制度の見直しの必要性も含め、狂犬病予防体制のあり方について検討を行い、可能な限り速やかに結論を出すこととしている。</p> <p>⇒ これまで狂犬病予防体制の全体的な在り方について調査・研究を行ってきた厚生労働科学研究「社会情勢の変化を踏まえた我が国における狂犬病対策のあり方に関する研究」における最終報告が平成28年度中に取りまとめられる予定である。</p> <p>また、狂犬病予防注射の実施時期については、地方公共団体からの意見聴取等を実施したほか、日常的に意見交換、情報収集を行っている。</p> <p>これらの結果等を踏まえ、平成28年度以降、現行制度の見直しの必要性も含め、狂犬病予防体制の在り方について検討を行う予定であり、その中で予防注射の実施頻度、実施時期についても検討を行い、可能な限り速やかに結論を出すこととしている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 調理師業務従事届の在り方を検討するため、調理師の業務従事状況の実態について、平成26年10月に公表された衛生行政報告例の結果に基づき、施設別や都道府県別に分析を行うとともに、調理師業務従事者届の現状や</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>○ 調査した6都道府県では、調理師業務従事届に係る集計データについて活用しているところはなく、廃止しても何ら支障はないとしている。</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>⑤ 特別養護老人ホームの医務室について、利用実態等を把握しつつ、特別養護老人ホームにおける医療提供の在り方を検討すること。(厚生労働省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査をした15事業者の特別養護老人ホームの医務室については、14事業者で医師が常駐していない。また、これらの医務室では診療は行われず、職員の詰所・休憩所や打合せスペース等として使用するなど、通常の診療所とは異なる利用実態となっている。</p>	<p>ニーズ、課題について、平成27年1月に関係団体へのヒアリングを実施した。</p> <p>また、平成27年度においても、地方公共団体や関係団体等の意見を広く聴取する予定である。</p> <p>これらの結果を踏まえ、平成28年度以降、現行制度の見直しの必要性も含め、調理師業務従事届の在り方について検討を行い、可能な限り速やかに結論を出すこととしている。</p> <p>⇒ 現行制度の見直しについて、平成27年度に複数の地方公共団体へのヒアリングを実施した結果、調理師業務従事届の活用を図っている事例がみられた。</p> <p>その結果を踏まえ、地方公共団体及び関係団体に対し「調理師就業届出の周知徹底及び活用促進について」(平成28年6月29日健健発0629第3号通知)を発出した。また、今後、必要に応じ、調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)等法令等の見直しを行うなど、届出の励行やより一層の活用を図るための取組を行ってまいりたい。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 特別養護老人ホームの医療提供の在り方については、医務室等で業務を行う勤務医及び看護職員の勤務実態や医務室の利用実態を含めた医療提供の状況等を把握した結果、要介護者が年々増加しており、医療的ケアのニーズや実施状況が高い割合になっていること、特養における看取り対応のニーズが高まっていること等が確認された。</p> <p>このような実態を踏まえつつ、社会保障審議会介護給付費分科会において、平成27年4月の介護報酬改定の論点の一つとして、特別養護老人ホームにおける医療提供の在り方について議論され、これらを踏まえて、新たに医師や看護職員等が連携して看取り介護の体制構築を推進すること等を要件として、特別養護老人ホームにおける看取り介護加算の充実など</p>

勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>⑥ 動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを考慮しつつ、実施方法を見直すこと。(環境省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した8保健所では、保健所が開催する動物取扱責任者研修について、法令改正のあった場合に開催すればよく、動物取扱責任者への情報提供は立入検査等でも可能であることから、毎年度開催しなくても支障は生じないとしている。</p>	<p>の見直しを行った。</p> <p>また、特別養護老人ホームについては、平成26年6月に公布、施行された地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)を受け、平成27年4月以降、中重度の要介護高齢者を受け入れる施設としての機能の重点化を図ることから、30年4月の介護報酬改定の過程でも介護の現場の意見等も踏まえつつ、医療提供の在り方を検討してまいりたい。</p> <p>⇒ 特別養護老人ホームについては、平成27年4月から、中重度の要介護高齢者を受け入れる施設としての機能の重点化を図っている。引き続き、平成30年4月の介護報酬改定の過程でも介護の現場の意見等も踏まえつつ、特別養護老人ホームにおける医療提供の在り方を検討してまいりたい。</p> <p>【環境省】</p> <p>→ 動物取扱責任者研修について、動物取扱責任者への情報提供の在り方などを考慮しつつ、実施方法を検討するため、地方公共団体における第一種動物取扱業者(以下「事業者」という。)に対する動物取扱責任者研修の実態及び事業者への情報提供の機会にもなり得る地方公共団体(96団体)による立入検査の実態について、平成26年12月、地方公共団体に調査を依頼した。</p> <p>その結果については、平成27年1月にとりまとめ、同年2月16日に開催した動物愛護管理行政主管課長会議において、関係地方公共団体に説明し、情報共有を図った。</p> <p>今後、これらの実態調査の結果などを踏まえて、関係地方公共団体の意見も聴きながら、研修の実施方法の見直し作業を進めていくこととしている。</p> <p>⇒ 事業者に対する動物取扱責任者研修の実施状況及び事業者への立入検</p>

勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>2 通知・通達等の明確化及び徹底 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>したがって、厚生労働省は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、その適正な執行により、国民や事業者の負担軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件について、都道府県における認定実態等を踏まえ、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者についても、認定が可能であることの周知を徹底すること。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した1都道府県では、通知・通達等で社会福祉士及び社会福祉主事以外にも社会福祉施設等の勤務経験がある者で相談業務に優れてい</p>	<p>査の実施状況について、平成27年7月に全国の地方公共団体(都道府県・指定都市・中核市)に調査を依頼した。その結果、平成26年度に全国で実施された立入検査については、動物取扱業者比で9%~118%と地方公共団体間で実施比率に差があることが確認され、あらためて全ての業者に情報提供等が行える本研修の必要性が確認された。</p> <p>また、平成27年8月、全国の地方公共団体が開催している動物取扱責任者研修の実施内容及び回数を照会して取りまとめ、平成27年11月に地方公共団体に情報提供した。平成27年度の研修結果については調査中であるが、複数の地方公共団体において、法令の紹介等だけでなく、海外やトラブルの事例紹介を新たに盛り込むなど動物取扱業の適正化に資するものとなっており、研修内容の改善がみられた。</p> <p>今後も研修内容や回数については継続して調査を実施し、各地方公共団体に情報提供等を行うことで、改善を図っていく。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件について、勧告後速やかに確認を行い、生活相談員への任用後に、社会福祉法第19条第1項各号の資格の取得を義務付けるなどの不適切な取扱いを行っていると認められた1地方公共団体に対して、平成26年10月に個別に適正な運用を行うように是正を促したところ、このような不適切な運用については改善された。</p> <p>⇒ 措置済み</p>

勧 告 事 項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>る者は、特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件として認められているにもかかわらず、全ての生活相談員に社会福祉士や社会福祉主事の資格を通信教育で取得させている。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 訪問介護事業を含む指定居宅サービス事業における従業者の員数の変更に伴う運営規程の届出について、関係法令等の解釈を明確にした上で、都道府県に示すこと。</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した2都道府県では、通知・通達等で従業者の員数を変更した場合の運営規程の変更の届出が年1回でよいということが明確に示されていないため、員数の変更の都度、運営規程の変更を行い、届出を行っている。</p> <p>3 手続等の簡素合理化</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>したがって、関係府省は、事務手続等の簡素合理化により国民や事業者の負担の軽減を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 警備業法等に基づく手続の際に添付することとされている医師の診断書について、警備員個人が別個の手続を同時に申請する場合には、正本をいずれか一つの申請書に添付すれば、残りの申請書についてはその写しを添付することで足りるとするなどの負担軽減措置を行うこと。(国家公安委員会(警察庁))</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した1警備業者では、同一の者が同時に警備業法等に基づく別個の申請をしているが、その際の添付書類である医師の診断書について、正本をそれぞれの申請で提出している可能性がある。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>→ 運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更があった場合の届出については、関係法令等の解釈を明確に記載した資料を、平成27年3月2日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において配布し、都道府県(指定都市・中核市含む。)に周知した。</p> <p>⇒ 運営規程の届出については、既に平成27年3月2日に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、関連法令等の解釈を明確に記載した資料を配布・周知しており、引き続き、機会を捉えて周知に努めてまいりたい。</p> <p>【警察庁】</p> <p>→ 「一の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合の添付書類の取扱いについて(通達)」(平成26年10月15日付け警察庁丁生企発第522号)を発出し、警備業法等に基づく個人資格に係る資格者証等の申請手続の際に添付することとされている医師の診断書について、一の申請者が複数の申請手続を同時に行う場合には、正本をいずれか一つの申請書に添付すれば、残りの申請書についてはその写しを添付することで足りることとする旨を都道府県警察に対して周知徹底した。</p> <p>また、一般社団法人全国警備業協会に対しては、「一の申請者が警備員の個人資格に係る資格者証等に関し複数の申請手続を同時に行う場合の添付書類の取扱いについて(通知)」(平成26年10月15日付け警察庁丁</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 理容所及び美容所における開設の届出及び変更の届出の際に必要なとなる医師の診断書について、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果が理容師法及び美容師法で求める要件を満たす場合は、当該健康診断の結果に代えることが可能である旨を都道府県等に周知すること。(厚生労働省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 理・美容所を開設する場合、理容師法及び美容師法に基づき届出に医師の診断書を添付しなければならないが、この診断書の内容について、労働安全衛生法に基づき1年に1回行うこととされている健康診断の検査項目のうち、i) 皮膚疾患の有無、ii) 結核の有無に関する検査が共通する場合がある。</p> <p>(勸告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 要介護認定等に係る更新申請について、認定区分の状態変化状況等を考慮しつつ、市町村及び被保険者の事務負担の軽減策を講ずること。(厚生労働省)</p> </div> <p>(調査結果)</p> <p>○ 調査した3市町村では、被保険者にとって安心感を得られることや市町村の介護認定に係る業務負担の軽減になることから、また、調査した3介護支援事業者では、申請者、保険者及び事業者それぞれの負担軽減につながることから、心身の状態が安定している者については、要介護認定等の有効期間を延長すべきとしている。</p> <p>(勸告要旨)</p>	<p>生企発第523号)を発出し、警備業界に対する周知を依頼した。</p> <p>⇒ 措置済み</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 平成27年3月11日開催の全国健康関係主管課長会議において、理容所及び美容所における開設の届出及び変更の届出の際に必要なとなる医師の診断書について、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果が理容師法及び美容師法で求める要件を満たす場合は、当該健康診断の結果に代えることが可能であることを説明し、営業者が行う手続の負担軽減のための配慮要請を行った。</p> <p>⇒ 理容所及び美容所における開設の届出及び変更の届出の際に必要なとなる医師の診断書に関する各地方公共団体に対する配慮要請を厚生労働省ホームページに掲載しているところである。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>→ 平成26年の介護保険制度改正に当たり、第54回社会保障審議会介護保険部会において取りまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村の事務負担を軽減するため、市町村全域で当該事業を実施している場合に限り、更新申請時の要介護認定等に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長し、簡素化することとした。</p> <p>これを受け、平成27年3月に介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第38条、第52条、第55条及び附則第2条を改正し、同年4月1日から施行した。</p> <p>⇒ 措置済み</p> <p>【環境省】</p>

勸告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="203 201 1106 384">④ 浄化槽清掃業の許可期間について、浄化槽清掃業者が兼業する場合のある一般廃棄物収集運搬業者や浄化槽保守点検業者の許可期間を踏まえ、2年以上の期間の設定が可能であるとの情報提供を行うこと。(環境省)</p> <p data-bbox="181 395 315 427">(調査結果)</p> <p data-bbox="192 443 1106 619">○ 調査した2市町村では、浄化槽清掃業者が兼業する一般廃棄物収集運搬事業者や浄化槽保守点検業者の許可期間と関係なく、許可期間を1年としており、許可期間が2年以上となっている市町村に比べ、申請手数料や添付書類の作成が負担となっている。</p>	<p data-bbox="1133 201 2083 475">→ 平成27年7月に全国の地方公共団体を招集して行う予定の浄化槽行政担当者会議において、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第2項の趣旨を含め、浄化槽清掃業の許可期間について、浄化槽清掃業者が兼業する場合のある一般廃棄物収集運搬業者や浄化槽保守点検業者の許可期間を踏まえ、地域の実情に応じて2年以上の期間の設定が可能である旨の周知を行うこととしている。</p> <p data-bbox="1133 491 2083 711">⇒ 平成27年7月に開催した浄化槽行政担当者会議において、浄化槽法第35条に基づく浄化槽清掃業の許可期間については、市町村長の判断により、地域の実情に応じて2年以上の期間の設定を行うことが可能である旨の周知を行い、市町村等に対し、浄化槽法上の許可期間の取扱いを明確化した。</p>